



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう

(お知らせ)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 24 年 12 月 10 日（月）
環境省水・大気環境局総務課
直通：03-5521-8310
代表：03-3581-3351
課長：加藤 庸之（内線 6510）
課長補佐：大場 寛之（内線 6512）
審査官：松尾 誠（内線 6582）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成 24 年 12 月 10 日（月）から平成 25 年 1 月 9 日（水）までパブリックコメントを実施します。

1．概要

平成 24 年 5 月に、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質として、トランス - 1・2 - ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1・4 - ジオキサンが追加されました。これに伴い、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）における特定工場として、公害防止管理者等を選任させることとするため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号）の改正を行うものです。

2．意見募集の対象

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

3．意見提出について

募集期間：平成 24 年 12 月 10 日（月）から平成 25 年 1 月 9 日（水）17:00 まで
提出方法：意見募集要項参照

4 . 添付資料

(資料 1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 (概要)

(資料 2) 意見募集要項

5 . 問い合わせ先

環境省水・大気環境局総務課 担当：松尾

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

T E L : 03-3581-3351 (内線 6582) F A X : 03-3580-7173

電子メール： MIZU-TAIKI-SOUMU@env.go.jp